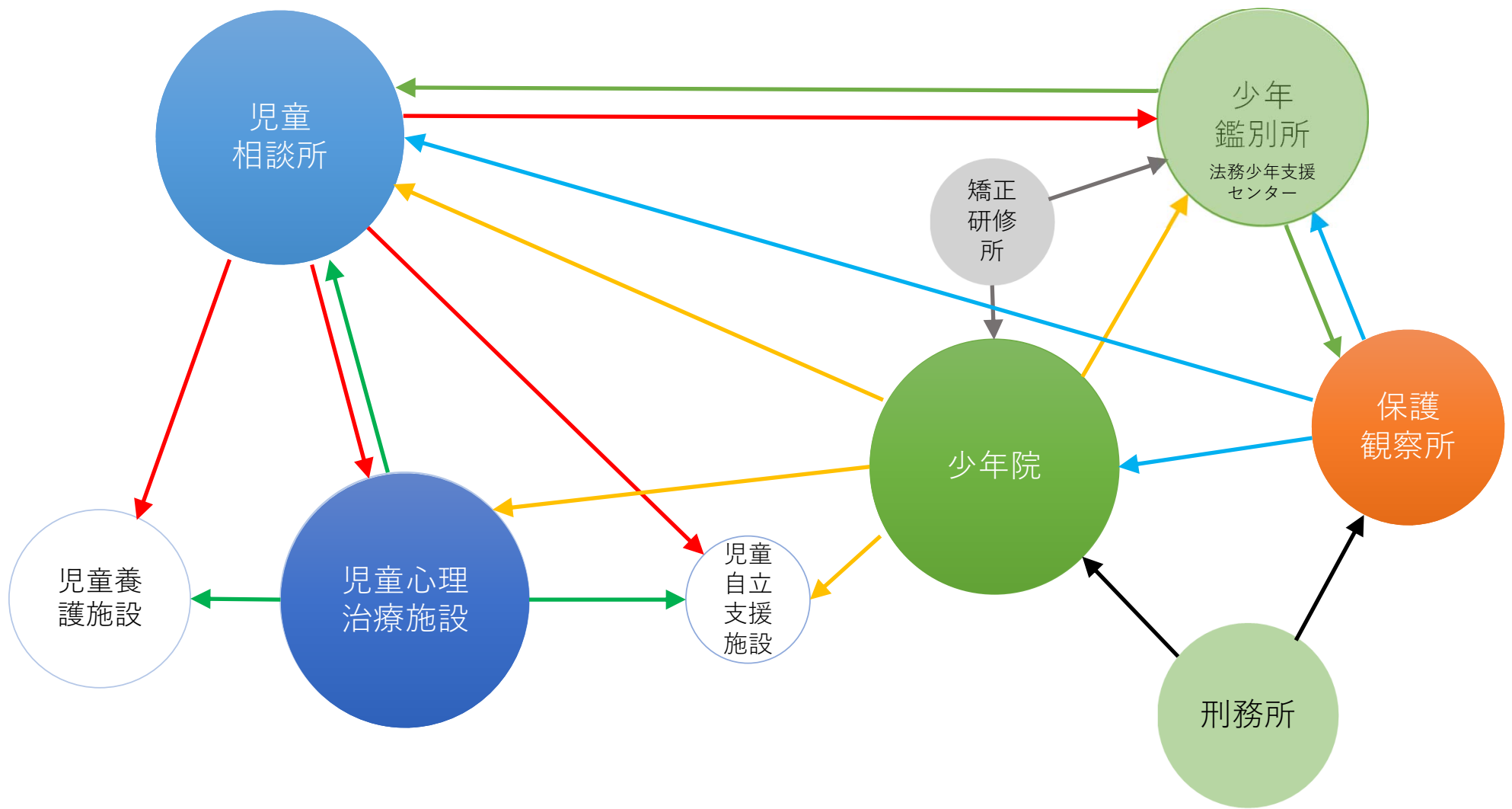


# 児童相談所と法務少年支援センター の効果的な連携における提案

茂木 洋（四天王寺大学）

2019.11.19

地域援助推進協議会



# お互いのまなざし

- 児相は鑑別所を“上位組織”と感じているかもしれない
  - “強い処遇力”に期待する
  - お任せする／手出ししない
- 鑑別所は児相に対等性を期待しているかもしれない
  - 分業連携したい
  - 積極的な関わりを期待する

# 研修システム

アセスメント力や処遇力に関わる

- 兎相の研修は基本的にOJT。その他トレーニングは各自の自己研鑽が中心
- 法務教官・法務技官には集中的な研修システムが用意されている。

# アセスメントツール

- 鑑別所のアセスメントツールはパッケージ化されている
  - 手続きが標準化される
- 児相は心理司による選択の自由度が高い
  - 柔軟なアセスメントが可能だが、ばらつきの原因にもなる

# 関わりの姿勢

- 児相は「見つける・見つけてもらう」ことが業務
  - 前相談段階から関わる
  - 家族への関わりから始まる
  - ほぼリアルタイムの調査（発達の状況、虐待の実態、当事者の認知等）
  - 潜在的なニーズを発見する姿勢
- 鑑別所は対象者が「送られてきた」歴史が長い
  - 問題化した段階から関わる
  - 対象者への関わりから始まる
  - 主に回想法による詳細な調査
  - 顕在化したニーズに応える姿勢

# 社会システムと個人援助の関係

児相は福祉の文脈

- 個人への社会的援助を通して社会システムを維持する
- 子育てを中心に社会事象を見る
- 非行を健全育成の問題としてとらえる
- 健全育成の観点から、虐待経験や発達障害傾向などに注目する
- “社会が育てる”

# 社会システムと個人援助の関係

鑑別所は司法・矯正・更生保護の文脈

- 社会システムを維持する中で個人に援助を行う
- 非行を中心に社会事象を見る
- 非行を社会的逸脱行動として理解する
- 社会防衛の観点から、再非行防止に注目する
- “社会（個人を含む）を守る”



# 処遇と理解

- 児相は身柄拘束等の強制力を持たない
  - 通所指導の限界等、行動化を扱う難しさを抱える（システム、経験）
  - 情動発達の問題として理解する（発達的理解、発達的情報）
    - 学術的範囲が広範にわたる
    - 非行理論は得意ではない
- 鑑別所は強力な構造に支えられた処遇を行う
  - 犯罪・非行理論から理解する
    - 学術的基盤としての日本犯罪心理学会の存在
  - 社会内処遇やアウトリーチのノウハウはまだ乏しい

# 処遇の非連続性

- 福祉と司法・矯正・更生保護の質的非連続性
  - 理解や設定、処遇姿勢、目標等の枠組みが異なる
  - 互いの違いが認識できていないことを認識していないかもしれない
- 機関分業の体制的非連続性
  - その後の情報が入らない（処遇の効果検証ができない）
  - 後に関わる機関は以前の機関の“問題”を見聞きする
  - そもそも接点がない

# 提案として

- 連携に求めるのは、自分に足りず、相手が得意としているもの
- 「非行事例における潜在的ニーズを見い出し、具体的処遇につなげる」というポイントに連携のひとつの可能性を感じる
- 対人援助業務は事例を通して理解する必要がある
  1. 相互に事例検討会に出席するなどして、体験的理解を進める
  2. 連携事例の検討会を共同開催する
    - ただし、(当面は)成功事例について
    - 失敗事例では相手の不足に目を向けてしまいがちになるため